



規 則

目

次

○埼玉県感染症診査協議会規則の 部を改正する規則

○学校職員の勤務時間、 関する規則の一部を改正する規 (疾病対策課) 休暇等に

則 (県立学校人事課)

○特定非営利活動法人の定款の変 更に係る公告 (利根振 興

○埼玉県川口地方庁舎外11施設で 使用する電気の購入に関する落 父振 興

○草加都市計画生産緑地地区の変 札結果 (みどり再生課) 課

)大規模小売店舗の新設に関する)大規模小売店舗の変更に関する (商業支援課)

三

三

区域の変更

Э

○農地法第三条第二項第五号等の 規定による区域及び面積を定め る告示を廃止する告示

(農業政策課)

兀

場整備事業) 加 須農 林

○県営土地改良事業斎条地区

(ほ

○新座市野火止上北土地区画整理 事業の換地処分

○河川区域内から除却した工作物 の保管 (さいたま県土) (市街地整備課)

○県道新座和光線の区域の変更 朝 霞県土)

○県道新座和光線の供用の開始

○県道秩父多摩甲斐国立公園三峰 ○県道さいたまふじみ野所沢線の 供用の開始

○県道中瀬普済寺線の供用の開始 線の区域の変更 (秩父県 <u>±</u>

兀

○開発行為に関する工事完了公告 (川越建築安全センター)

四

四

<u>Ŧ</u>i.

<u>Ŧ</u>i.

五.

○県道さいたまふじみ野所沢線の 越県土) 六

+

六

谷県土) 七

七

この規則は、

七

る。

埼玉県発行

規

則

埼玉県感染症診査協議会規則の

埼玉県規則第百十一号

平成二十一年十二月二十二日

部を改正する規則をここに公布する。

埼玉県知事

上

 \coprod

清

司

埼玉県感染症診査協議会規則 埼玉県感染症診査協議会規則の一部を改正する規則 (平成十五年埼玉県規則第九十四号) 0) 一部を次の

ように改正する。

第九条第三号から第五号までを次のように改める。

第九条第七号から第十三号までを次のように改める。 Ŧi. 埼玉県春日部保健所感染症診査協議会 埼玉県春日部保健所 埼玉県鴻巣保健所感染症診査協議会 埼玉県草加保健所感染症診査協議会 埼玉県鴻巣保健所 埼玉県草加保健所

埼玉県狭山保健所感染症診査協議会 埼玉県幸手保健所感染症診査協議会 埼玉県加須保健所感染症診査協議会 埼玉県坂戸保健所感染症診査協議会 埼玉県幸手保健所 埼玉県加須保健所 埼玉県狭山保健所 埼玉県坂戸保健所

士 埼玉県本庄保健所感染症診査協議会 埼玉県秩父保健所感染症診査協議会 埼玉県熊谷保健所感染症診査協議会 埼玉県秩父保健所 埼玉県本庄保健所 埼玉県熊谷保健所

附 則

平成二十二年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、 休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

○開発行為に関する工事完了公告 ○公職選挙法の規定による不在者 (川越建築安全センター)

八

指定 投票を行うことができる施設の (選

八

管

委

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県教育委員会規則第三十四号

玉県教育委員会委員長 松 居 和

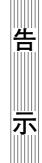
学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (平成七年埼玉県教育委員会規則第九

号 の一部を次のように改正する

を加える。 日」の下に「(その養育する義務教育終了前の子が二人以上の場合にあっては、 第十二条第一項第六号中「含む」の下に「。以下この号において同じ」を、 、十日) 七

附 則

この規則は、 平成 一十二年一月一日から施行する。



埼玉県告示第千六百四十九号

準用する同法第十条第二項の規定により が提出されたので、 非営利活動法人から、次のとおり申請書 定款の変更の認証を受けようとする特定 第七号)第二十五条第四項の規定により 公告する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律 同条第五項において

根地域振興センターにおいて備え置く方 予算書を申請のあった日から二月間 度及び翌事業年度の事業計画書及び収支 びに当該定款の変更の日の属する事業年 法並びにインターネットを利用する方法 民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利 //www.saitamaken-npo.net/))により縦 (埼玉県NPO情報ステーション(http: なお、当該申請に係る変更後の定款並 県 <u>Ŧ</u>i. 四

覧に供する。

平成二十一年十二月二十二日 埼玉県知事 田 清

司

申請のあった年月日

平成二十一年十二月十五日

特定非営利活動法人厚生福祉協会 特定非営利活動法人の名称

三 代表者の氏名

利夫

主たる事務所の所在地 埼玉県加須市元町三番十九号

定款に記載された目的

設する。また、施設設立を目指す団体 自立して生きていけるよう施設等を開 害を持つものに対して、家庭や地域で (変更前) この法人は、 障害児や障

へ設立支援を行うと共に施設団体相互

る 地域社会の実現を図り、もって社会福 すべての地域住民が安心して暮らせる 祉の増進に寄与することを目的とす

の交流及び連携に関する事業を行い、

を目的とする もって社会福祉の増進に寄与すること 業を推進し、すべての地域住民が安心 とができるよう支援する。これらの事 持しつつ、心身ともに健やかに育成さ て総合的に提供され、創意工夫するこ サービスがその利用者の意向を尊重し して暮らせる地域社会の実現を図り、 た日常生活を地域社会において営むこ れ、又はその有する能力に応じ自立し とにより、利用者が、個人の尊厳を保 (変更後)この法人は、多様な福祉

埼玉県告示第千六百五十号

非営利活動法人から、次のとおり申請書 第七号)第二十五条第四項の規定により 準用する同法第十条第二項の規定により が提出されたので、 定款の変更の認証を受けようとする特定 公告する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律 同条第五項において

することを目的とする。

予算書を申請のあった日から二月間、 度及び翌事業年度の事業計画書及び収支 民生活部NPO活動推進課及び埼玉県秩 びに当該定款の変更の日の属する事業年 なお、当該申請に係る変更後の定款並 県

購入等件名及び数量

埼玉県知事

上

田

清

司

法並びインターネットを利用する方法 父地域振興センターにおいて備え置く方 //www.saitamaken-npo.net/))により縦 覧に供する。 (埼玉県NPO情報ステーション(http:

平成二十一年十二月 埼玉県知事 上 <u>十</u> 田 日 清 司

平成二十一年十二月十五日 申請のあった年月日

称 申請に係る特定非営利活動法人の名

代表者の氏 特定非営利活動法人 パ レット秩父

兀 埼玉県秩父市中村町三丁目十二番二 主たる事務所の 井上登志子)所在地

Ŧi. やかに暮らせる地域社会の実現に寄与 と社会参加を促進し、誰もが豊かで健 の理念に基づき、心身障がい者の自立 十三号秩父市ふれあいセンター内 定款に記載された目的 この法人は、ノーマライゼーション

埼玉県告示第千六百五十一号

決定したので、次のとおり公示する。 の適用を受ける調達について、 WTOに基づく政府調達に関する協定 平成二十一年十二月二十二日

する電気 予定使用電力量3,943,100 キロワット時

名称及び所在地 契約に関する事務を担当する部局の

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15 埼玉県総務部管財課電気施設担当

株式会社エネット 落札者の氏名及び住所 平成21年10月20日

園1丁目8番12号 東京都港区芝公

落札者を決定した日

落札金額 77,328,619円

契約の相手方を決定した手続

埼玉県川口地方庁舎外11施設で使用 一般競争人札

入札の公告を行った日

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー

代表取締役社長

川野清巳

さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五

平成21年 9 月 8 日

ので、都市計画法 該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生 課において縦覧に供する。 る同法第二十条第二項の規定により、 百号)第二十一条第二項において準用す の変更に係る図書の写しの送付を受けた 三郷市から草加都市計画生産緑地地区 (昭和四十三年法律第 当

平成二十一年十二月二十二日

荷さばき施設の位置及び面積

駐輪場の位置及び収容台数

位置

図面省略 収容台数

三三二台

位置

図面省略 収容台数

二一九台

埼玉県知事 上. 田 清

埼玉県告示第千六百五十三号

出の概要等について、 り縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届 同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとお

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

届出の概要等

大規模小売店舗の名称及び所在地

鴻巣市北新宿二百七 UNICUS鴻巣

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

大規模小売店舗の設置者

株式会社ピーアンドディコンサルティング 代表取締役 溝口隆朗

埼玉県告示第千六百五十二号

ホ

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

大規模小売店舗の店舗面積の合計

六千三百九十平方メートル

大規模小売店舗の新設をする日

川越市脇田本町一番地五

他未定

平成二十二年八月十日

駐車場の位置及び収容台数

司

廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 位置 図面省略 容量 図面省略 面積 八九二平方メートル 六一立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 午前八時から翌午前○時

来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時四十五分から翌午前〇時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置 図面省略 出入口の数 四箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設一から三 午前六時から午後十時

荷さばき施設四 午前五時から午前七時四十五分

荷さばき施設六 荷さばき施設五 午前六時から午前七時四十五分 午前〇時十五分から午前七時四十五分

ŀ 平成二十一年十二月九日 届出年月日

縦覧期間

三 縦覧場所 平成二十一年十二月二十二日から平成二十二年四月二十二日まで

埼玉県県央地域振興センター 埼玉県産業労働部商業支援課

四 意見書の提出

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。 0))地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 県に

口 意見書提出先

平成二十一年十二 意見書提出期間

|月二十二日から平成二十二年四月二十二日まで

イ

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千六百五十四号

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二 一項の規定による届

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

届出の概要等

大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ユニディ草加新栄町店

草加市大字新栄町字川戸沼添五百十九、 四百九十九、 五百十八、 五百一、

百三、五百四

口 変更の概要

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 図面省略 容量 三六立方メートル

(変更後) 位置 図面省略 容量 三六立方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 位置 図面省略 出入口の数

(変更後) 位置 図面省略 出入口 の数 八箇所 六箇所

> ハ 変更年月日

平成二十二年二月二十日 平成二十二年八月十一日 (駐車場の出入口の数及び位置 (廃棄物保管施設の位置)

二 届出年月日

平成二十一年十二月十日

_ 縦覧期間

平成二十一年十二月二十二日から平成二十二年四月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

兀 意見書の提出

対し、意見書の提出により、 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 大規模小売店舗立地法第八条第二 これを述べることができる 一項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

イ 意見書提出期間

平成二十一年十二月二十二日から平成二十二年四月二十二日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千六百五十五号

(農地法第三条第二項第五号等の規定に 昭和四十六年埼玉県告示第百五十号

よる区域及び面積について)は、 廃止す

Ŧi.

平成二十一年十二 埼玉県知事 月二十二日 上 田 清 司

埼玉県告示第千六百五十六号

事業)の工事を平成二十一年三月二十五 県営土地改良事業斎条地区 (ほ場整備

四年法律第百九十五号)第百十三条の二 第 日完了したので、土地改良法 二項の規定により公告する。 (昭和二十

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県知事

上 田

清

司

埼玉県告示第千六百五十七号

一について換地処分があったので、 り、新座市野火止上北土地区画整理事業 百十九号)第百三条第一項の規定によ 土地区画整理法(昭和二十九年法律第 同条第

区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、

四項の規定により、公告する。 埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第 平成二十一年十二月二十二日 埼玉県知事 上 田 清 司

管したので、次のとおり公示する。 号)第七十五条第三項の規定により除却 した工作物を同条第四項の規定により保 河川法 (昭和三十九年法律第百六十七

> 埼玉県さいたま県土整備事務所長 平成二十一年十二月二十二日

井 勲

保管した工作物

産を含む。) 小屋(小屋内部に残置されていた動

保管した工作物が設置されていた場

六

川口市東領家五丁目地先 (一級河川

所

新芝川の河川区域

三 除却した日時

兀

<u>Ŧ</u>. 工作物の保管場所

保管した工作物の返還 川口市東本郷二丁目十六番地先

返還期限

口 返還の申出先

平成二十一年十二月二日

保管を始めた日時

(水) 午前

平成二十一年十二月1 一日 水)

正午

さいたま市南区沼影二丁目四番七

平成二十二年六月一日

火

管理担当 埼玉県さいたま県土整備事務所 電話○四八—八六一—二

四九五

返還に際しての留意事項

他工作物について権原を有する者の 用は、工作物の所有者、占有者その 負担とする。 工作物の除却及び保管に要した費

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県朝霞県土整備事務所長

山

 \Box 文

平

道路の

道路の種類 県道

路 新座和光線

道路の区域

路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

| 新 | 旧 | 旧新別 |
|------------------------|-----------------------------|-------------|
| 四〇二番一地先まで | 新座市野火止五丁目二四〇〇番地先から同市野火止五丁目二 | 区間 |
| 九・九〇~ | 九・九〇~ | (メートル)敷地の幅員 |
| ハーの八・〇六 | | (メートル)長 |
| 自転車歩行者道整備工事(区画整理事業)による | | 備考 |

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十六号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

うに道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道

路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一 般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山 \Box 文 平

| | | カ 埼 | | | | 路区场 | | |
|---|---------|---|---------------|-------------------------------------|-------------------|--|--------------------|---------|
| 所 沢 線さいたまふじみ野 | 路 | その関係図面は、平成二4 うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律 埼玉県川越県土整備事務所に | 新 | 旧 | 旧 新 別 | 路環境課及び埼玉県川越県上を備事務所属を次のように変更する。道路法(昭和二十七年法律が、明成二十七年法律が、明末県川越県土を備事務所属 | 新 | 路 |
| た 沢 : | 線 | 係の | | - | 別 | | <u>座</u> 和 | 線 |
| じな | | 面 用 和 土 は を 二 整 | 同 町 大 | 人 間 郡 | | 埼 面 う 和 土 玉 に 整 | 光 | |
| 線野 | 名 | · · · 開 · · · · · · · · · · · · · · · | | <u> </u> | 区 | 県、変十 備 川平東七事 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 線 | 名 |
| 同町大字上富字中東二〇三番三地先まで入間郡三芳町大字上富字東永久保二一五三番二地先から同郡 | 供用開始の区間 | その関係図面は、平成二十一年十二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ 埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十八号 | <u> </u> | 入間郡三芳町大字上富字東永久保二一五三番二地先から同郡 七・二〇~ | 間敷 | 路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。その関係図面は、平成二十一年十二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十七号 | 四〇二番一地先まで四〇二番一地先まで | 供用開始の区間 |
| 同郡 | I IFG | 整 、 雑 次 部 の | · 九〇(三(| $\overline{\bigcirc}$ | メ地 し し の | 整 備 道 路 の | 一旦 | led |
| 日 平成二十一年十二月二十二 | 供用開始の期日 | | 三三・七〇 | | トル) (メートル) 幅 員 延 | 三 道路の区域 三 道路の種類 二 路線 名 | 日 平成二十一年十二月二十二 | 供用開始の期日 |
| 延長八二五・〇〇メートル | 備考 | ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | | | 備考 | さいたまふじみ野所沢線十二月二十二日 埼玉県川越県土整備事務所長 高 沢 清 史十二月二十二日 | 一〇八・〇六メートル延長 | 備考 |

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十一年十二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県秩父県土整備事務所長

山

木

幸

夫

道路の種類 線 名 県道 秩父多摩甲斐国立公園三峰線

道路の区域

路

| 新 | IΗ | 旧新別 |
|-----------|--|-----------------|
| 九二番一三地先まで | 九二番一三地先まで 秩父市三峰字吉ヶ谷一九一番一地先から同市三峰字吉ヶ谷一 | |
| | 一 | (メートル)敷 地 の 幅 員 |
| 1111.00 | | (メートル) |
| 選出のグラウン | 全国文質など、尼ゴエリスボー・上手 | 備 |
| | | 考 |

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十二号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ

その関係図面は、平成二十一年十二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道

路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 Ш 倫 正

| 2 1 | (火曜日) | |
|-----|------------------|-------------|
| | | |
| | 中 | 路 |
| | · 瀬 | 711 |
| | 普 | |
| | | 線 |
| | 済 | |
| | 寺 | <i>-</i> |
| | 線 | 名 |
| | 五 深 | |
| | 六 谷 | |
| | 番市 | 供 |
| | 地 圭 | |
| | 先計 | 用 |
| | 先 ま 字 蛇 | Н |
| | 島四 | |
| | 九四 | 開 |
| | 四 | |
| | 番一 | 始 |
| | 地 先 | <i>/</i> -F |
| | 先 か | |
| | から | の |
| | 市 | |
| | 矢 | 区 |
| | 同市矢島字 | |
| | ·森 脇 | 間 |
| | _ | |
| | \circ | |
| | 日 平 | |
| | 日 平 成 | 供 |
| | 一十 | 用 |
| | | 開 |
| | 年十 | 始 |
| | <u>+</u> | の |
| | 月 | 期 |
| | $\overline{+}$ | 日 |
| | | |
| | 延 | |
| | 長 四 | |
| | 長四六三 | 備 |
| | | |
| | 七 | |
| | x | |
| | į | |
| | ・七〇メートル。 | |
| | . 0 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | 考 |
| | | |
| | | |
| - 1 | | 1 |

百四十四号 埼玉県川越建築安全センター所長告示第 で、

都市計画法

号)第三十六条第三項の規定により、次 (昭和四十三年法律第百

の開発行為に関する工事が完了したの

許可番号

埼玉県川越建築安全センター所長 公告する。 平成二十一年十二月二十二日

> 指令川建セ 平成二十一年九月十八日 第二一〇〇七二〇号

検査済証番号

第二一〇一四一号 平成二十一年十二月十五日

林

祥

文

開発区域に含まれる地域の名称 比企郡川島町大字長楽字新田町五五

開発許可を受けた者の住所及び氏名 比企郡吉見町久保田一九〇二―四

兀

馬場 グリーンヒルズ一〇三号 智

百四十五号 埼玉県川越建築安全センター所長告示第

号 の開発行為に関する工事が完了したの 都市計画法 第三十六条第三項の規定により、 公告する。 (昭和四十三年法律第百 次

埼玉県川越建築安全センター所長 平成二十一年十二月二十二日

若

埼玉県選管告示第百六十六号

場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定 判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)において例による る法律施行令 公職選挙法施行令 (地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関す (昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁 (昭和二十五年政令第八十九号) 第五十五条第二項及び第四項

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長

加

藤

憲

ホ 老 種 人 À 別 社会福祉法人両宜会 特別養護老人ホームひびき 施 設 0) 開 設 主 体 及 び 名 称 深谷市長在家三九七六番地 所 在 地

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 四 (代表) http://www.pref.saitama.lg.jp/A 01 埼玉県報ホームページアドレス /BA 00/kenpouhome/fr_top.htm 印刷所

さいたま市南区別所三―

会 社

○四八

─八六二─二九○

関

東

図 書 株 式

発行日

火曜日・金曜日

購読料金

年 便

四万三

兀 む 百 円

料

金

を 千

含

発行者

〇四八

毎

週

ホ 老 4 社会福祉法人弘颯会 特別養護老人ホーム豊潤館

春日部市大字花積二六七番地七

林 祥 文 三 兀 検査済証番号 開発許可を受けた者の住所及び氏名 開発区域に含まれる地域の名称 平成二十一年十二月十六日 平成二十一年十月二十一日 許可番号 比企郡吉見町大字上砂二一二番地 比企郡吉見町大字上砂字下根二一三 第二一〇一四〇号 指令川建セ第二一〇〇九七〇号